

議案第12号

南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があるため提案する。

南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の規定に基づき、南風原町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 法第8条第2項の規定により条例で定める農業委員の定数は、11人とする。

(推進委員の定数)

第3条 法第18条第2項の規定により条例で定める推進委員の定数は、5人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(南風原町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 南風原町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和47年南風原村条例第46号）は、廃止する。